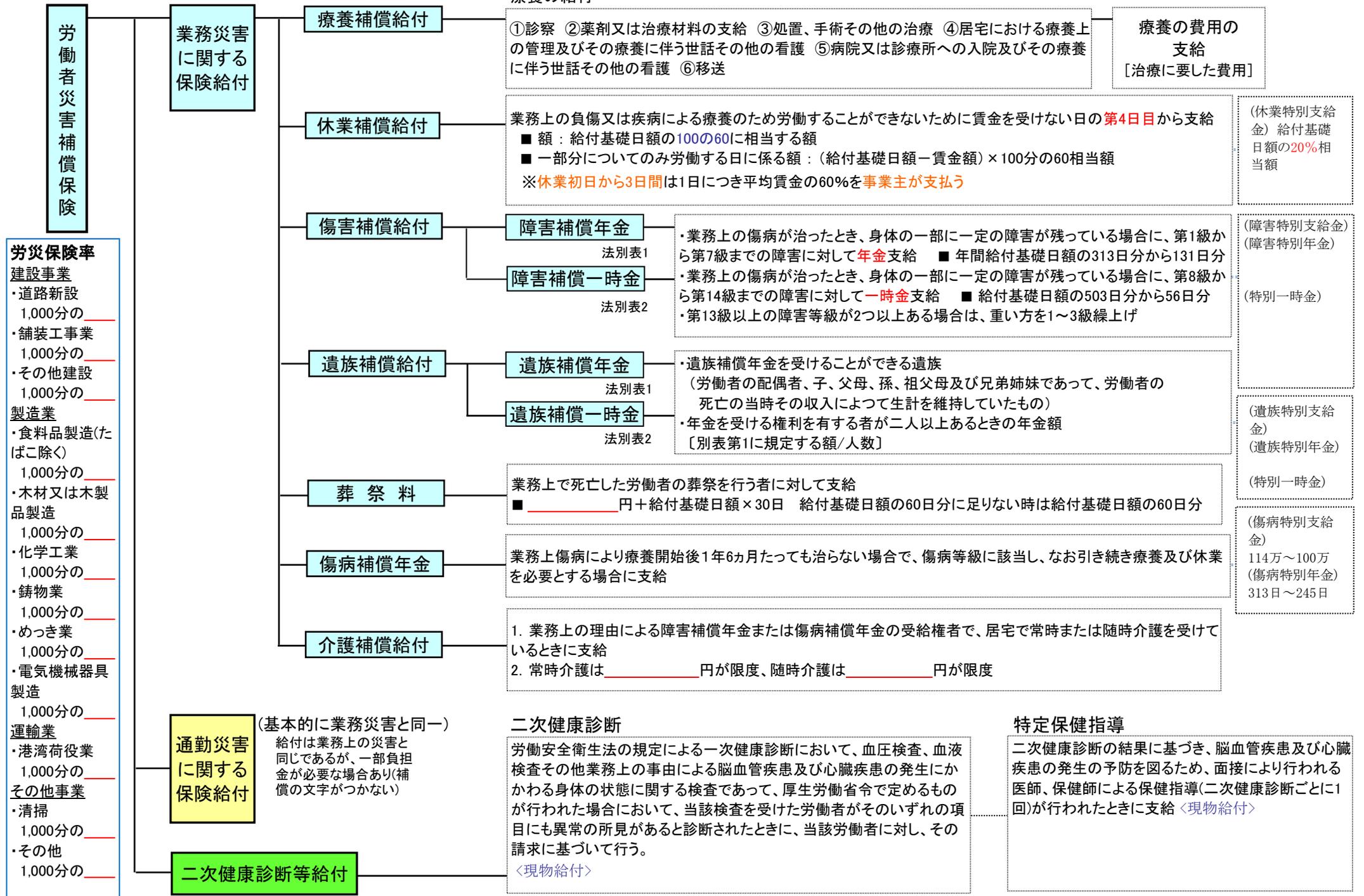


労災保険給付体系図



労災保険率

建設事業
・道路新設
1,000分の
・舗装工事業
1,000分の
・その他建設
1,000分の
製造業
・食料品製造(たばこ除く)
1,000分の
・木材又は木製品製造
1,000分の
・化学工業
1,000分の
・鋳物業
1,000分の
・めっき業
1,000分の
・電気機械器具製造
1,000分の
運輸業
・港湾荷役業
1,000分の
その他事業
・清掃
1,000分の
・その他
1,000分の

通勤災害に関する保険給付 (基本的に業務災害と同一)

給付は業務上の災害と同じであるが、一部負担金が必要な場合あり(補償の文字がつかない)

二次健康診断等給付

療養の給付

療養補償給付

①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療 ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥移送

療養の費用の支給
[治療に要した費用]

休業補償給付

業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の**第4日目**から支給
 ■ 額：給付基礎日額の**100の60**に相当する額
 ■ 一部分についてのみ労働する日に係る額：(給付基礎日額－賃金額)×100分の60相当額
 ※休業初日から3日間は1日につき平均賃金の60%を**事業主が支払う**

(休業特別支給金) 給付基礎日額の**20%**相当額

傷害補償給付

障害補償年金

法別表1

障害補償一時金

法別表2

・業務上の傷病が治ったとき、身体の一部に一定の障害が残っている場合に、第1級から第7級までの障害に対して**年金**支給 ■ 年間給付基礎日額の313日分から131日分
 ・業務上の傷病が治ったとき、身体の一部に一定の障害が残っている場合に、第8級から第14級までの障害に対して**一時金**支給 ■ 給付基礎日額の503日分から56日分
 ・第13級以上の障害等級が2つ以上ある場合は、重い方を1～3級繰上げ

(障害特別支給金)
(障害特別年金)

(特別一時金)

遺族補償給付

遺族補償年金

法別表1

遺族補償一時金

法別表2

・遺族補償年金を受けることができる遺族(労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたもの)
 ・年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときの年金額
 [別表第1に規定する額/人数]

(遺族特別支給金)
(遺族特別年金)

(特別一時金)

葬祭料

業務上で死亡した労働者の葬祭を行う者に対して支給
 ■ 円+給付基礎日額×30日 給付基礎日額の60日分に足りない時は給付基礎日額の60日分

(傷病特別支給金)

114万～100万
(傷病特別年金)
313日～245日

傷病補償年金

業務上傷病により療養開始後1年6ヵ月たっても治らない場合で、傷病等級に該当し、なお引き続き療養及び休業を必要とする場合に支給

介護補償給付

1. 業務上の理由による障害補償年金または傷病補償年金の受給権者で、居宅で常時または随時介護を受けているときに支給
 2. 常時介護は 円が限度、随時介護は 円が限度

二次健康診断

労働安全衛生法の規定による一次健康診断において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査であって、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

<現物給付>

特定保健指導

二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師、保健師による保健指導(二次健康診断ごとに1回)が行われたときに支給 <現物給付>